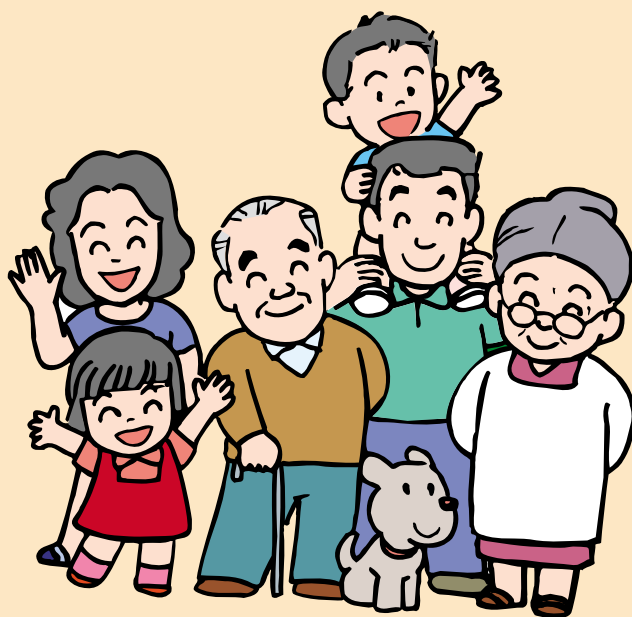


鬼北町 次世代育成支援地域行動計画

ダイジェスト版



子どもはまちの宝

みんなで育てよう

明るい未来のある子ども

子どもが何を求めているのか、子どもにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会の構築を目指します。そして、その子どもたちを育てる、父親、母親や、これから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感し、その喜びを地域全体で味わうことができるまちづくりを目指しています。

具体的な取り組み

(1) 地域における子育ての支援

核家族化が進む中、子育て家庭への支援の需要が高まっています。利用者の生活実態をふまえた子育て支援サービス体制を整備することが急務となっており、多様なサービス需要に応じて、広く町民が利用しやすいサービスの充実に努めます。

- 《重点目標》
1. 地域における子育て支援サービスの充実・推進
 2. 保育サービスの充実
 3. 児童の健全育成の取り組みの推進

(2) 子どもや母親の健康の確保および増進

母と子どもの心と体を守る健診体制や相談体制をより一層充実させると共に、関係機関との連携体制を整え、妊娠や子育てへの不安を軽減していくことが求められます。

このため、子どもを持つ若い世代等を対象に、妊娠、出産、子育てなどについて学ぶ機会を提供し、安心して妊娠、出産できるよう努めます。

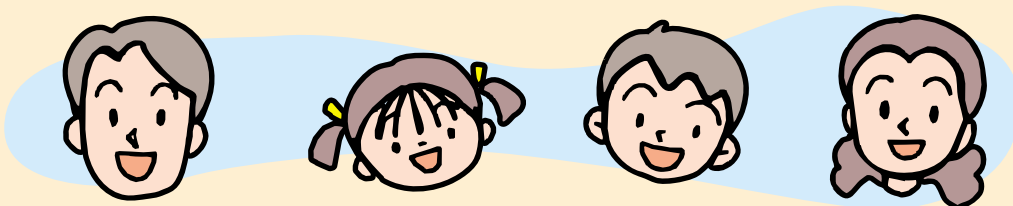
- 《重点目標》
1. 子どもや母親の健康の確保
 2. 食育の推進
 3. 思春期保健対策の充実
 4. 小児医療等の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがたくましく生きる力を育むためには、家庭・学校・地域が協力し、本来持っている教育力を十分に生かす必要があります。様々な学習機会や情報提供を充実させながら親子のふれあいを重視した取り組みの推進も大切です。

次代の親の育成、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進に努めます。

- 《重点目標》
1. 次代の親づくり
 2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 3. 家庭や地域の教育力の向上
 4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



（４）子育てを支援する生活環境の整備

子どもや妊産婦、親子連れなどが安心して外出や社会参加できるよう、公共施設や設備の改善に努めます。

また、災害や犯罪から子どもを守ると共に、交通安全対策を進めるなど、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりに努めます。

- 《重点目標》
1. 子どもの視点に立った遊び場の確保
 2. 保護者の事故防止・防災対策
 3. 安全な道路交通環境の整備
 4. 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

男女共同参画社会では、子どもとかかわり合いをできるだけ多く持つことができる家庭生活を実現するために、男性の働き方の見直しが必要となります。職場優先の意識や固定的な男女の役割分担意識が仕事と子育ての両立を阻むことから労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。また、保育サービス等の支援体制の充実を図ります。

- 《重点目標》
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進
 2. 仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

（６）子どもの安全の確保

学校と地域、家庭が関係を強化し、防犯のための広域的なネットワークの充実と交通安全思想、防災意識の普及啓発に努めます。また、犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもに対してのきめ細やかな相談にも努めます。

- 《重点目標》
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 3. 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

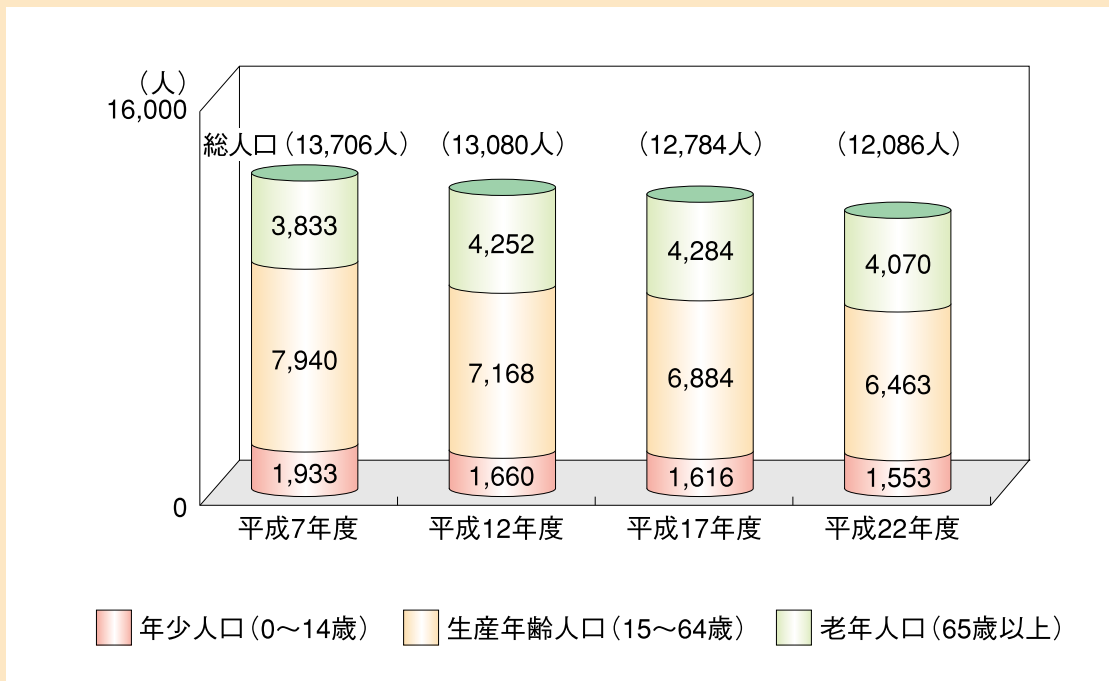
（７）要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

虐待された児童や離婚等によるひとり親家庭の子ども、障害児などに対して保健、医療、福祉、教育といった取り組みの充実と積極的な情報の発信と収集、社会的な理解に努めます。また、援助が必要な家庭や子どもを温かく見守り、相談や支援を行う体制の充実に努めます。

- 《重点目標》
1. 児童虐待防止対策の充実
 2. ひとり親家庭等への自立支援の推進
 3. 障害児施策の充実

将来人口推計

平成17年の人口は12,784人、平成22年では12,086人に減少すると予想されます。



計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画を推進するうえでは、町民の理解と参加が不可欠です。

本計画の実施状況等に係る情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等により町民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、町民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 庁内推進体制の充実

本計画に含まれる分野は、保健・福祉・医療・教育・生活環境等の様々な分野にわたっています。本計画については、年度ごとに計画の推進状況を把握・評価を行うと共に、その後の対策について、町民の意見を反映させながら検討を行います。また、施策の充実や見直しについて、庁内で協議を行うことにより、円滑な管理、運営を図っていきます。

なお、本計画における事業の目標は、町民ニーズの変化や国における新たな施策等へも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

3 町民・関係団体等との協働体制

計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価、円滑な実施への提言をいただくと共に、地域における実践につなげるなど、町民・関係団体等との協働により推進します。